

令和 6 (2024) 年度大阪・関西万博来場インバウンド誘客プロモーション事業企画提案仕様書

1 事業名

令和 6 (2024) 年度大阪・関西万博来場インバウンド誘客プロモーション事業

2 事業目的

令和 7 (2025) 年 4 月～10 月にかけて大阪市で開催される日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）では、約 350 万人と多数の訪日客が来場することが予測されている。

この大阪・関西万博で来場する外国人の本県誘客を目的に、令和 5 (2023) 年度においては、誘客プロモーション戦略の策定に取り組んだところであるが、万博開催前年度となる令和 6 (2024) 年度においては、当該戦略に基づき、訪日外客に向けた本県の共通コンセプト『いのち育む「とちぎの水」』に沿ったコンテンツの開発や、外国人観光客向け栃木県観光情報サイト「Visit Tochigi」(<https://www.visit-tochigi.com>)（以下、本県公式観光サイトという。）を活用したプロモーション等の各種誘客施策を実施することとしている。

本事業において、当該誘客施策の一部を業務委託することにより、コンテンツの開発（旅行商品の造成）や販売を円滑に促進するとともに、誘客プロモーションを効果的・効率的に実施することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 7 (2025) 年 3 月 14 日（金）まで

4 委託業務の内容

<https://www.tochigiji.or.jp/business/news/b54451>

(1) 栃木県万博誘客旅行商品造成支援事務局業務

大阪・関西万博への外国人来場者の本県誘客を図るための旅行商品造成促進を目的とした助成金（詳細は別紙 1 のとおり。以下、「旅行商品造成助成金」という。）の交付を受けて、新たな旅行商品を造成・販売する事業者（以下、「助成対象者」という。）の選定、助成対象者に対する支援や旅行商品造成助成金の交付等を行う事務局業務を実施すること。

ア 関係資料の作成

- ・以下の関係資料を作成し、イ以降に掲げる業務に活用すること
 - －助成対象者の募集に係る資料（事業案内等）
 - －助成対象者の選定に係る資料（審査基準、選定通知等）
 - －助成対象者への旅行商品造成助成金交付に係る資料（交付マニュアル等）
 - ※交付要領、申請・交付様式は委託者が制定するものとする。
 - －その他業務遂行に必要な資料

イ 事業の周知、助成対象者の募集受付

- ・助成対象者となる旅行業者を募集するための事業の周知を行うこと。
- ・旅行業者からの旅行商品造成助成金の内容や申請・交付手続き等の問い合わせに対応すること。

- ・旅行者からの旅行商品造成助成金申請受付を行うこと。

ウ 助成対象者の選定

- ・助成対象者を選定するための審査会を開催すること。なお、審査会のメンバーに栃木県観光交流課職員を含めること。
- ・客観的な評価基準による採点により、助成対象者を複数選定すること。（3者以上が望ましい。）
- ・選定された助成対象者に対し、必要となる手続きを説明し、同意を得ること。

エ 助成対象者が実施する造成・販売事業の管理・支援に係る業務

- ・助成対象者が旅行商品造成助成金を活用して造成する旅行商品が、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会の構築する観光ポータルサイト「Expo2025 Official Experiential Travel Guides」(URL <https://www.expo2025travel.jp>) (以下、「万博協会ポータルサイト」という。) への掲載基準を満たす商品となるよう適切な助言・指導を行うとともに、万博協会ポータルサイトへの登録申請が滞りなく完了するよう必要な支援を行うこと。
- ・助成対象者から提出された事業計画に基づき、進捗状況の確認を行うこと。
- ・委託期間中、万博協会ポータルサイトに登録した旅行商品の販売状況について随時確認を行うこと。

オ 助成金交付（支給、精算）に係る業務

- ・助成対象者からの実績報告書受理後、速やかに旅行商品造成助成金の額を確定し、委託者の確認を受けた上で、助成対象者が指定する金融機関口座に振替払いをすること。
なお、旅行商品造成助成金の原資については、委託者から概算払の方法により受託者に必要な資金を前渡しするものとし、その取扱いについては、栃木県財務規則第 81 条から 88 条の規定の例により厳重に管理すること。精算方法については、受託者決定後に締結する委託契約書の規定による。

カ その他付随する業務

- ・ア～オ以外に旅行商品造成・販売、交付に必要となる業務について、委託者及び助成対象者と連絡調整を図りながら、滞りなく対応すること。

(2) 栃木県万博誘客プロモーション業務

(1) で造成する旅行商品を含む情報を、万博協会ポータルサイト以外の手法を活用して広く海外に向けて発信するプロモーション業務を実施すること。

ア デジタルパンフレット作成

- ・栃木県の特徴・魅力、関西及び東京都心からのアクセス、委託者が設定する誘客コンセプト、(1) で造成する旅行商品等を海外の方に分かりやすく紹介するためのデジタルパンフレットを制作すること。
- ・制作物は 2 言語（英語・繁体字は必須）以上で作成すること（1 つの制作物に複数言語を併記することも可）。
- ・翻訳内容は翻訳対象となる言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者 2 名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。

- ・ 3回以上校正を行うこと。
 - ・ サイズは A4 又は A3 サイズとすること。ページ数は特に問わないが A4 又は A3 サイズで印刷出力して活用することも想定したページ数とすること。
 - ・ 当該制作物の AI 及び PDF データを電子媒体に記録したものと併せて納品すること。
- イ 特集ページの作成、本県公式観光サイトへの掲載
- ・ (1) で造成する旅行商品や、(2) アで作成したパンフレット等を含む情報を、Web ブラウザを用いて閲覧するための特集ページを作成すること。
 - ・ 特集ページは 2 言語（英語・繁体字は必須）以上で作成すること。
 - ・ 翻訳内容は翻訳対象となる言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者 2 名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。
 - ・ 作成した特集ページについて、本県公式観光サイトを運営する公益社団法人栃木県観光物産協会に依頼をし、本県公式観光サイトの各言語構成を踏まえた適切な個所に掲載すること。
 - ・ 本県公式観光サイトへの掲載費用は 16 万円（税込）とする。
- ウ 特集ページの情報発信
- ・ (2) イで作成した特集ページ等を活用して海外に向け情報発信を行うこと。発信方法、発信時期、目標値等について提案すること。詳細については、提案内容を踏まえ、委託者との協議により決定するものとする。

(以下省略)